

令和元年度

教育委員会定例会
(5月)

令和元年5月9日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和元年5月9日(木) 午前10時
場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事
 - (1) 議案第3号 鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱の制定について (P 2)
 - (2) 議案第4号 鹿屋市社会教育委員の委嘱について (P 4)
 - (3) 議案第5号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について (P 7)
- 5 報 告
 - (1) 令和元年度鹿屋市イングリッシュキャンプ計画について (P 9)
 - (2) 令和元年度鹿屋市教育委員会計画訪問実施計画について (P 10)
 - (3) 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会規約改正について (P 11)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第3号

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年5月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋女子高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくり等の推進について、協議検討する鹿屋女子高等学校活性化推進委員会を設置したいので本案を提出する。

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」(平成28年鹿屋市教育委員会策定)に基づき、鹿屋市立鹿屋女子高等学校(以下「鹿屋女子高」という。)の特色ある取組及び魅力ある学校づくりの推進するため、鹿屋女子高等学校活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、鹿屋女子高の活性化策の推進方法及び支援策等について協議検討し、鹿屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に意見等を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 鹿屋女子高の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

議案第4号

鹿屋市社会教育委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年5月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市社会教育委員条例第2条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出する。

鹿屋市社会教育委員名簿（平成30年度～令和元年度）

1 本人申出による解嘱委員（鹿屋市社会教育委員条例第3条）

（解嘱日 令和元年5月20日）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	東 将彦	鹿屋青年会議所 （社会教育の関係者）	J C 現青少年育成委員会 委員長	平成30年 6月 1日 ～令和 元年 5月20日	解職
2	中津川真澄	輝北地域町内会連絡協議会 （社会教育の関係者）	輝北地域町内会連絡協議会 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 元年 5月20日	解職

2 委員の解嘱に伴う補欠委員（鹿屋市社会教育委員条例第3条の2）

（任期：令和元年5月21日～令和2年5月31日 〈前任者残任期間〉）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	井上 卓也	鹿屋青年会議所 （社会教育の関係者）	J C 現青少年育成委員会 委員長	令和 元年 5月21日 ～令和 2年 5月31日	補欠
2	平野 正智	輝北地域町内会連絡協議会 （社会教育の関係者）	輝北地域町内会連絡協議会 会長	令和 元年 5月21日 ～令和 2年 5月31日	補欠

鹿屋市社会教育委員（平成30年度～令和元年度）

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	林 匡	鹿屋女子高等学校 (学校教育関係者)	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 校長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
2	平岡 大介	小・中校長協会 (学校教育関係者)	鹿屋市立笠野原小学校 校長 (校長協会推薦)	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
3	永野 由可里	小・中教頭会 (学校教育関係者)	鹿屋市立花岡中学校 教頭 (教頭会推薦)	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
4	船隈 康洋	市幼稚園協会 (学校教育関係者)	日の出幼稚園 園長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	議長
5	上籠 司	鹿屋地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋地域町内会連絡協議会 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
6	平野 正智	輝北地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	輝北地域町内会連絡協議会 会長	令和 2年 5月21日 ～令和 2年 5月31日	新規
7	泊 義秋	串良地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	串良地域町内会連絡協議会 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
8	前田 昭紀	吾平地域町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	吾平地域町内会連絡協議会 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
9	内野 匡章	市PTA連絡協議会 (社会教育の関係者)	市PTA連絡協議会 副会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
10	宮下 恵子	鹿屋市子ども会育成連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市子ども会連絡協議会 役員	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	副議長
11	増満 房子	地域婦人団体連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
12	浦口 亜矢	鹿屋市青年団 (社会教育の関係者)	鹿屋市青年団 会長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
13	井上 卓也	鹿屋青年会議所 (社会教育の関係者)	J C 現青少年育成委員会 委員長	令和 2年 5月21日 ～令和 2年 5月31日	新規
14	森元 順子	なごみの森福社会 (青少年教育の向上に関する者)	なごみの森福社会 代表	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
15	池田 真理	スクール・ソーシャルワーカー (青少年教育の向上に関する者)	スクール・ソーシャルワーカー	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
16	川崎 大輔	商工会議所青年部 (青少年教育の向上に関する者)	鹿屋市商工会議所青年部 部長	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
17	鶴園 容子	かのや学校応援団ボランティア (青少年教育の向上に関する者)	鹿屋市学校応援団 代表	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
18	松永 太郎	学識経験者	「ヒメとヒコ」「花いくさ」演出家	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
19	山田 理恵	学識経験者	鹿屋体育大学体育学部 教授	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	
20	森山 多賀子	学識経験者	助産師、子どもの人権 CAP おおすみ	平成30年 6月 1日 ～令和 2年 5月31日	

※継続して、議長に船隈 康洋委員、副議長に宮下 恵子委員を予定しております。

議案第5号

鹿屋市立図書館協議会委員の任命について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年5月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

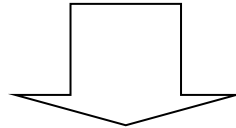
（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市立図書館条例第8条に基づく協議会委員を新たに任命したいため、本案を提出する。

鹿屋市立図書館協議会委員（案）

	委員氏名	区分	推薦団体	備考	任期	備考
1	折田 明世	学校教育関係者	鹿屋市立小・中学校長会	鶴峰小学校校長	平成30年7月1日～ 令和元年5月28日	解任



	委員氏名	区分	推薦団体等	備考	任期	備考
1	中村 成美	学校教育関係者	鹿屋市立小・中学校長会	鶴峰小学校校長	令和元年5月29日～ 令和2年6月30日	補欠
2	岩元 智恵美	学校教育関係者	鹿屋市私立幼稚園協会	星幼稚園園長	平成30年7月1日～ 令和2年6月30日	
3	林 さとみ	家庭教育関係者	鹿屋市PTA連絡協議会	副会長	平成30年7月1日～ 令和2年6月30日	
4	大樂 みどり	社会教育関係者	おはなし文庫 Po絵夢	読書 ボランティア	平成30年7月1日～ 令和2年6月30日	
5	坂田 勝	学識経験者	—	大黒小、 寿小等元教諭	平成30年7月1日～ 令和2年6月30日	

報告（１） 令和元年度鹿屋市イングリッシュキャンプ計画について

1 目的

実生活の中で、英語を使ってコミュニケーションを図りながら、英語運用能力を高めると同時に、英語学習への意欲、国際理解についての興味・関心を高める。

2 主催：鹿屋市教育委員会（学校教育課）

3 申込方法：希望者は、学校経由で提出してください。

4 令和元年度計画

第1回「自然の中で英語を楽しもう」

期日・場所	5月18日（土）、19日（日）〔1泊2日〕大隅少年自然の家
集合・解散	市役所集合：8:50 市役所解散：12:30
参加費等	2,000円
募集人員	35名（※ 鹿屋市内の小学5・6年生、中学生・高校生）
主な活動	英語レクリエーション、野外スポーツ、英会話レッスン、バーベキュー、キャンプファイヤー等

第2回「世界の文化に触れよう～世界に友達をたくさんつくろう～」

期日・場所	6月29日（土）、30日（日）〔1泊2日〕カピックセンター
集合・解散	現地集合：13:00 現地解散：12:00
募集人員	35名（※ 鹿屋市内の小学5・6年生） ※参加費は申込書でお知らせします。
主な活動	ALTや香港の留学生との交流、英語レクリエーション、世界の国めぐり、バーベキュー等

第3回「世界の文化に触れよう～英語漬けの2日間に挑戦！～」

期日・場所	8月10日（土）、11日（日）〔1泊2日〕カピックセンター
集合・解散	現地集合：10:00 現地解散：15:00
募集人員	35名（※ 鹿屋市内の中学生、高校生） ※参加費は申込書でお知らせします。
主な活動	ALTや留学生との交流、英語レクリエーション、世界の国めぐり、バーベキュー等

第4、5回「文化の秋 英語で趣味を極めよう ※A～Dコース、好きなものを選べます！」

期日・場所	10月19日（土）、20日（日）〔1泊2日〕大隅少年自然の家 11月23日（土）、24日（日）〔1泊2日〕大隅少年自然の家
集合・解散	市役所集合：8:50 市役所解散：12:30
参加費等	2,000円
募集人員	35名（※ 鹿屋市内の小学5・6年生、中学生、高校生）
主な活動	英語レクリエーション、ボルタリング、英検対策、球技、夜：キャンプファイヤー、天体観測 発表会（A：クラフトづくり B：英語の歌・ダンス C：英語プレゼンテーション D：劇）

報告（2） 令和元年度鹿屋市教育委員会計画訪問実施計画について

令和元年度鹿屋市教育委員会計画訪問実施計画（案）

1 趣 旨

各学校の学校経営、教育活動全般並びに備えるべき表簿等の整備状況等について実態・実情を把握するとともに、教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導、教育方法改善、施設設備の活用等についての課題や問題点等を共同研究し、学校教育の改善・充実に資する。

2 市教委計画訪問計画

鹿屋市教育委員会が計画的に学校を訪問し、授業・施設設備等の参観及び学校経営・教育活動全般について指導する。

ア 方 法 … 鹿屋市立小・中・高校、看護専門学校を計画された日程に従い訪問する。（原則4年に1回）

イ 時 間 … 看護専門学校は1時間程度、小・中学校及び女子高は半日

ウ 参加者 … 教育長・教育委員(1名)・教育次長・学校教育課長・指導主事(数名)・生涯学習課(1名：課長もしくは指導主事)・教育総務課(1名)

エ 対 象 … 全教職員・全施設設備

オ 内 容

(ア) 学校経営全般について管理職との話合い

(イ) 授業及び施設設備等の参観

- ・ 授業参観の資料として学習指導案(略案)A4版を用意する。
- ・ 略案については、【別紙様式2】を基本とし、各学校で内容を決定する。

(ウ) 諸表簿閲覧（鹿屋市立学校管理規則第73条等参照）

- ・ 準備する表簿等については「学校訪問資料」の「5」を参照する。

カ 訪問の日程編成に当たっての留意点

(ア) 原則として平常の校時表に従って計画する。

(イ) 日程作成に当たっては、1か月前までに当該校と市教委学校教育課が打ち合わせて決定する。

3 教育委員訪問日（案） 別紙

報告（3） 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会規約改正について

1 改正の理由

大隅定住自立圏形成協定の変更により、新たに垂水市と協定が結ばれたことから、規約の改正を行うもの。

2 改正の内容

改正後	改正前
第3条 協議会は、鹿屋市、 <u>垂水市</u> 、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町（以下「構成市町」という。）をもって構成する。	第3条 協議会は、鹿屋市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町（以下「構成市町」という。）をもって構成する。

3 施行時期

平成31年4月1日から適用する。